

第1 請求の受付

1 請求人

目黒区駒場1丁目40番11号 梅原辰郎

2 請求書の提出

平成18年12月7日(木)

3 請求の内容

請求人が提出した「目黒区職員措置請求」(別紙)による主張事実の要旨及び措置請求は、次のとおりである。

(1) 主張事実の要旨

目黒区政務調査費は、地方自治法(以下「自治法」という。)第100条第13項の規定に基づき「目黒区政務調査費の交付に関する条例」(以下「条例」という。)が定められ、同条例第14条に基づく「目黒区政務調査費の交付に関する規程」(以下「規程」という。)第5条により、「政務調査費使途基準」(以下「使途基準」という。)が定められているが、平成17年度政務調査費収支報告書に添付された領収書等を見ると、

ア 今井れい子議員

(ア) 調査研究費のタクシー代 97,210 円については、政務調査費であることを示したものが無い。

(イ) 研修費の現代システム研究会への 20,000 円の支出は、政治団体が行う政治資金確保の会合の会費である。

(ウ) 資料購入費の城南展望社の 20,000 円の支出の購読料以外の部分は寄付に当たる。

(エ) 事務所費の 600,000 円は貸室賃貸借契約書の事務所所在地が同議員の住所と同じである。

(オ) 事務費の携帯電話代の 98,698 円は政務調査に関係して全て使われたものではない。

(カ) 事務費の 159,410 円で購入のコンピューターは、当該議員が使用するものではなく親族が使用するためのものと思われる。

(キ) 人件費のアルバイト代 110,000 円の支出に関して仕事の内容、労働の日時の記載がない。

合計 1,105,318 円

イ 高品吉伸議員

(ア) 調査研究費の 43,570 円支出の小千谷市視察に係る視察内容等の記載がない。

(イ) 研修費の現代システム研究会への 20,000 円の支出は、政治団体が行う政治資金確保

の会合の会費である。

(ウ) 研修費の地球環境・エネルギー総合研究所への10,000円は、参議院議員の励ます会の会費である。

(エ) 研修費のタクシー代12,060円は政務調査に関する説明がない。

(オ) 資料購入費の城南展望社の20,000円の支出の購読料以外の部分は寄付に当たる。

(カ) 資料購入費のりぶる4冊分14,400円は政務調査費の支出として認められない。

(キ) 人件費の337,000円は、アルバイト代としては高額であり、また名簿作成等の内容が記載されていない。

(ク) 事務費のパソコンリース代340,200円は当該議員が使用するものではない。

(ケ) 事務費の電話機リース代277,200円は自宅、会社のリース代である。

(コ) 事務所費の借り賃330,000円は契約書もなく、所在地は町会使用の場所と思われる。

合計1,404,430円

ウ ニノ宮啓吉議員

(ア) 調査研究費のNTT東日本ADSL60,632円はプロバイダー基本契約であり、政務調査に使われたと実証するものがない。

(イ) 調査研究費の崇文区訪中団の費用165,000円は、国際交流に名を借りた観光である。

(ウ) 調査研究費の自衛隊協力会への2,000円、目黒川を豊かな生活環境にする会への2,000円は会費であり政務調査と関係がない。

(エ) 研修費の1の童謡の里めぐり保存会、2の目黒民踊愛好会、3の目黒商店街連合会、4の目黒区食品衛生協会、5のNPO法人、6の目黒区華道茶道連盟、8の目黒区商店街連合会、9の目黒消防団、10の個人タクシー、11の目黒防犯協会、12の中華碑文谷支部、13の目黒区少年軟式野球連盟、14の目黒区食品衛生協会、15の目黒区日本中国友好協会の会費等の計115,000円は政務調査とは関係ない支出である。

(オ) 資料作成費のオートボックス代官山の138,000円は政務調査とは関係のない支出である。

(カ) 資料作成費の城南展望社の20,000円の支出は、政務調査とは関係がない。

(キ) 資料作成費の4,540円は、メモリーカードリーダーであり政務調査と関係ない。

(ク) 資料作成費の三宝カメラの81,850円は政務調査と関係ない。

(ケ) 資料購入費の目黒郷土研究会の雑誌2冊分2,000円は政務調査費の対象外である。

(コ) 事務費の電話代70,143円は政務調査に使われた事実はない。

(サ) 事務費の9,894円は、インクトナーであり政務調査に使われた事実関係はない。

(シ) 事務費の5,197円は、PCのウイルスソフトであり、政務調査と関係ない。

(ス) 事務費の34,391円はファックスの購入であり政務調査と関係ない。

(セ) 事務費の23,000円はMDX61型レコーダーで政務調査と関係ない。

(ソ) 人件費の86,000円は仕事内容の明記がなく領収書として認められない。

合計 819,647 円

エ 栗山芳士議員

- (ア) 事務所費の電話代 48,904 円は政務調査の事実の記載がない。
- (イ) 事務所費の事務所賃料 600,000 円に係る事務所は親族との賃貸借契約であると思われる。
- (ウ) 人件費の事務所臨時人件費 112,510 円の支払は、栗山芳士が雇用している人物であると思われる。

合計 761,414 円

オ 伊藤よしあき議員

- (ア) 調査研究費のガソリン代 114,612 円は自家用車のガソリン代である。
- (イ) 調査研究費の障害者スポーツ大会に関する費用 70,700 円は、親族に伴ったものであり、政務調査費に当たらない。
- (ウ) 調査研究費のタクシー代 2,180 円（品川駅から区役所）は他の交通機関を利用しない不当な支出である。
- (エ) 研修費の崇文区訪中団の費用 165,000 円は、国際交流に名を借りた観光である。
- (オ) 研修費の現代システム研究会の 10,000 円は会費であり政務調査とは関係がない。
- (カ) 研修費の西小山本町飲食業組合の 10,000 円は新年会の会費であり政務調査とは関係がない。
- (キ) 研修費の目黒区柔道接骨師会の 10,000 円は新年会の会費であり政務調査とは関係ない。
- (ク) 資料作成費の写真代 6,000 円は写真の添付もなく、政務調査との関係が明らかでない。
- (ケ) 資料購入費の日本教育新聞社の 31,500 円は申し合わせ事項に反し無効な計上である。
- (コ) 資料購入費の城南展望社の 20,000 円の支出は、政務調査とは関係ない。
- (サ) 事務所費の家賃 600,000 円は自ら借りている事務所内に設置しているものであり、申し合わせ事項に当たらない。
- (シ) 事務所費の電話代 38,126 円は政務調査費と関係ない。
- (ス) 事務所費のインターネット接続料 52,576 円は、政務調査で使用する頻度が明らかにされていない。
- (セ) 事務所費のデジタルカメラ 44,800 円は政務調査との関係が明らかではない。
- (ソ) 事務所費のTVモニター299,250 円は政務調査と関係がない。
- (タ) 人件費の 23,000 円は高額なアルバイト代である。

合計 1,497,744 円

カ 橋本欣一議員

(ア) 調査研究費の駐車料金、タクシー代、パスネット、ガソリン代、通行料等計 254,113 円は政務調査との関係を明らかにしていない。

(イ) 調査研究費の新聞販売同業組合 10,000 円、中華料理の 10,000 円は総会費用であり政務調査と関係ない。

(ウ) 調査研究費のスター観光の 10,200 円は、旅行代金であり政務調査とは関係ない。

(エ) 調査研究費の日台友好議員連盟 15,000 円は会費であり政務調査費ではない。

(オ) 調査研究費の計 106,000 円は新年会会費であり政務調査とは関係ない。

(カ) 研修費のグランドワークの 4,000 円は懇親会であり政務調査とは関係ない。

(キ) 広報費の 27,660 円の領収書には御品代となっており、領収書としては認められないものである。

(ク) 人件費の 360,000 円は、領収書の要件を欠く不適格なものである。

合計 796,973 円

以上、今井れい子議員の合計 1,105,318 円、高品吉伸議員の合計 1,404,430 円、二ノ宮啓吉議員の合計 819,647 円、栗山芳士議員の合計 761,414 円、伊藤よしあき議員の合計 1,497,744 円、橋本欣一議員の合計 796,973 円は政務調査費の違法・不当な支出であると思われる。

(2) 措置請求

今井れい子議員、高品吉伸議員、二ノ宮啓吉議員、栗山芳士議員、伊藤よしあき議員、橋本欣一議員が平成 17 年度に受領した政務調査費のうち、違法・不当に支出した金員は不当利得であり、区長をして当該議員に対して、不当利得の返還を請求させる等、必要な措置を講ずるよう求める。

(3) 個別外部監査の要求

政務調査費の監査においては、領収書の変造や架空の領収書など多岐に渡っており、通常の監査では判明できないものが多く含まれているので、本件については監査委員の監査に代えて個別外部監査による監査を求める。

4 監査委員の除斥

本区監査委員のうち、区議会議員から選任された監査委員は、本件住民監査請求と利害関係にあることから、自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、下岡興治監査委員は平成 18 年 12 月 7 日付で、平成 19 年 1 月 26 日に区議会議員から選任された高品吉伸監査委員は平成 19 年 1 月 29 日付で、本件監査から当該監査委員を除斥した。

5 個別外部監査の要求についての判断

本件請求人から、個別外部監査の要求があったが、本件監査請求が個別外部監査によ

る監査でなければならない特段の理由はないものと認め、個別外部監査を実施しないことにした。

6 請求の要件審査

本件請求は、自治法第242条第1項に規定する法定要件を具備しているものと認めた。

ただし、請求人が違法・不当と主張している事項の中で、既に区の財政上の損害が回復しているもの、収支報告書が修正され削除されたもの、主張の事実を証する証明の添付がないもの、違法・不当の理由が具体的、客観的に指摘されていないものについては、次のとおり監査の対象外とした。

(1) 本請求は平成18年12月7日に受付けたが、関係書類調査の結果、

ア 今井れい子議員は平成18年12月1日付けで収支報告書を修正し

事務所費の600,000円は、修正削除していた。

イ 高品吉伸議員は平成18年12月7日及び平成19年1月22日付けで収支報告書を修正し

事務所費の借り賃330,000円及び資料購入費のりぶる4冊分14,400円は、修正削除していた。

以上の事項については監査の対象事項が消滅しているので却下する。

(2) 次に住民監査請求の実質的要件を満たしていないと認められたものについて述べる。

自治法第242条第1項には、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出、契約の締結・履行等の財務会計上の行為があると認められるとき、当該地方公共団体の住民が監査を求めることができる旨規定されているが、住民監査請求の要件の一つとして、当該監査事項に関して財務会計上の行為(これと密接不可分の原因行為を含む。)の違法性・不当性が具体的かつ客観的に指摘されていることが必要とされている。

本請求において請求人は、今井れい子議員、高品吉伸議員、二ノ宮啓吉議員、栗山芳士議員、伊藤よしあき議員、橋本欣一議員が平成17年度に受領した政務調査費のうち、以下の政務調査費の用途に関して、「政務調査であることを示したものはない」、「政務調査と関係がない」、「政務調査の内容の記載がない」こと等を理由に、当該政務調査費の支出は、違法・不当であると主張している。ところで規程に基づく収支報告書は、政務調査費の支出の原因となる調査研究の内容等を記載することを必須の要件としているものではない。したがって当該議員の収支報告書等に政務調査の内容等の記載がないことをとらえて違法・不当な政務調査費の支出であるとの主張は、請求人の個人的な見解にすぎず、違法性・不当性が具体的かつ客観的に指摘されているとはいえない。

よって次の事項については、住民監査請求の要件を満たしていないものと判断し却下する。

ア 今井れい子議員に関する事項

(ア) 指摘事項を証するものの添付がなく請求人の憶測である事項

- ・事務費の27のコンピューター(159,410円)。本人が使用するものではなく、親族が使用するために購入された旨の具体的記述や証拠を示していない。

(イ) 指摘事項に関して違法・不当であることの具体的、客観的な指摘がない事項

- ・調査研究費の1、2、3、4、5、6、7、8、11、12、14、15、17、18、19、20、21、22、23、25、26、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、41、42、44、45、46、47、48、49、50、51、53、54、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、72、73、74、75、76、78、79、80、84、85、87、88、90、91、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、107、108、109のタクシー代(97,210円)。タクシー代は「政務調査費決定事項(議運決定)」(以下「決定事項」という。)で認められている。

- ・事務費の1、2、6、8、11、12、15、16、21、24、25、28の携帯電話代(98,698円)。電話代は決定事項において年額12万円を上限に認められている。

- ・人件費のアルバイト代(110,000円)。人件費は使途基準で認められ、「政務調査費に関する申し合わせ事項(以下「申し合わせ事項」という。))で年額60万円を上限として認められている。

イ 高品吉伸議員に関する事項

(ア) 指摘事項を証するものの添付がなく請求人の憶測である事項

- ・事務費の1のパソコンリース代(340,200円)。本人が使用するリース代ではない旨の具体的記述や証拠を示していない。

- ・事務費の2の電話機リース代(277,200円)。自宅、会社のリース代である旨の具体的記述や証拠を示していない。

(イ) 指摘事項に関して違法・不当であることの具体的、客観的な指摘がない事項

- ・調査研究費の1、2、3、4、5の小千谷市視察(43,570円)は視察内容などの記載がないとの主張。収支報告書の要件ではない。

- ・研修費の3、4、5、6、8、9、10、11、15、16、17のタクシー代(12,060円)。タクシー代は決定事項で認められている。

ウ ニノ宮啓吉議員に関する事項

(ア) 指摘事項を証するものの添付がなく請求人の憶測である事項

- ・調査研究費の3の崇文区訪中団の経費(165,000円)。当該訪中は国際交流に名を借

りた観光である旨の具体的記述や証拠を示していない。

(イ) 指摘事項に関して違法・不当であることの具体的、客観的な指摘がない事項

・研修費の童謡の里めぐり保存会 3,000 円、目黒民踊愛好会 10,000 円、目黒区商店街連合会 2,000 円、目黒区食品衛生協会 7,000 円、目黒区華道茶道連盟 10,000 円、目黒区商店街連合会 10,000 円、目黒消防団 3,000 円、個人タクシー10,000 円、目黒防犯協会 9,000 円、中華碑文谷支部 15,000 円、目黒区少年軟式野球連盟 10,000 円、目黒区食品衛生協会 10,000 円、目黒区日本中国友好協会 10,000 円、NPO法人関係 6,000 円の各会費。懇親会、新年会の会費は決定事項により限定的ではあるが認められている。

・資料作成費の城南展望の購読料(20,000 円)。

・事務費の4、5、7、8、11、12、15、16、18、21、25の電話代(70,143 円)。電話代は決定事項において年額12万円を限度に認められている。

・事務費の3のインクトナー(9,894 円)、9のウイルスソフト(5,197 円)、13のファックス(34,391 円)、20のMDレコーダー(23,000 円)。事務機器用品は使途基準で認められている。

・資料作成費のカメラ代(81,850 円)。備品の購入は使途基準の事務費において認められ、決定事項で原則20万円が上限とされている。

・人件費の2、3、5のアルバイト代(86,000 円)。人件費は使途基準で認められ、申し合わせ事項で年額60万円を限度としている。

エ 栗山芳士議員に関する事項

(ア) 指摘事項に関して違法・不当であることの具体的、客観的な指摘がない事項

・事務所費の電話代(48,904 円)。電話代は決定事項において年額12万円を限度に認められている。

・事務所費の事務所賃料(600,000 円)。事務所の賃借料は使途基準において認められ決定事項で年額60万円を限度としている。また親族との賃貸借関係についての違法・不当の説明がない。

・人件費の臨時人件費(112,510 円)。人件費は使途基準で認められ、申し合わせ事項で年額60万円を限度としている。

オ 伊藤よしあき議員に関する事項

(ア) 指摘事項を証するものの添付がなく請求人の憶測である事項

・調査研究費の18、19の障害者スポーツ大会の参加費(70,700 円)。親族に伴ったものである旨の具体的記述や証拠を示していない。

・研修費の崇文区訪中団の経費(165,000 円)。当該訪中は国際交流に名を借りた観光である旨の具体的記述や証拠を示していない。

(イ) 指摘事項に関して違法・不当であることの具体的、客観的な指摘がない事項

・調査研究費の1、2、4、7、9、10、12、13、14、15、16、17、

22、23、24、25、26のガソリン代(114,612円)。ガソリン代は決定事項で年額12万円を限度として認められている。

・研修費の目黒区柔道接骨師会の会費(10,000円)。懇親会、新年会の会費は決定事項により限定的ではあるが認められている。

・資料購入費の城南展望の購読料(20,000円)。

・資料作成費の写真代(6,000円)。当該写真を添付しなければならない規定はない。

・事務費の電話代(38,126円)。電話代は決定事項において年額12万円を限度に認められている。

・事務費の7のデジタルカメラ購入(44,800円)。備品の購入は使途基準の事務費で認められ、決定事項で原則20万円が上限とされている。

カ 橋本欣一議員

(ア) 指摘事項に関して違法・不当であることの具体的、客観的な指摘がない事項

・調査研究費の駐車料金、タクシー代、パスネット、ガソリン代、通行料(254,113円)。タクシー代、ガソリン代(年額12万円を上限)、パスネット等のプリペイド式のもの(年額9万円を上限)、何れも決定事項において認められている。駐車料金、通行料は交通費であり使途基準で認められている。

・調査研究費の5、11、93、122、124、125、129、131、133、135、139、140、143、146の会費(141,000円)。本事項は研修費で区分することも可能である。懇親会、新年会の会費は決定事項により研修費で限定的ではあるが認められている。

・研修費の3のグランドワーク山の手の懇談会(4,000円)。懇親会、新年会の会費は決定事項により研修費で限定的ではあるが認められている。

・人件費(360,000円)。人件費は使途基準で認められている。当該領収書に要件を欠く点はない。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

(1) 当該議員の次の支出が政務調査費の使途として目的外の支出であるか否か。

ア 今井れい子議員に係わる支出

(ア) 研修費の2の現代システム研究会の会費20,000円。

(イ) 資料購入費の6、16の城南展望の購読料等20,000円。

イ 高品吉伸議員に係わる支出

(ア) 研修費の2、14の現代システム研究会の会費20,000円。

(イ) 研修費の13の地球環境・エネルギー総合研究所の会費10,000円。

(ウ) 資料購入費の15、33の城南展望の購読料等20,000円。

(エ) 人件費のアルバイト代337,000円。

ウ ニノ宮啓吉議員に係わる支出

- (ア) 調査研究費のNTT東日本ADSLプロバイダー基本契約料金 60,632 円。
- (イ) 調査研究費の5の自衛隊協力会の会費 2,000 円。
- (ウ) 調査研究費の7の目黒川を豊かな生活環境にする会の会費 2,000 円。
- (エ) 資料作成費の2の検索システム(住所、電話)の購入 138,000 円、及び8のメモリーカードリーダーの購入 4,540 円。
- (オ) 資料購入費の目黒郷土研究会の雑誌 2冊分の購入 2,000 円。

エ 伊藤よしあき議員に係わる支出

- (ア) 調査研究費の21のタクシー代 2,180 円。
- (イ) 研修費の11の現代システム研究会の会費 10,000 円。
- (ウ) 研修費の13の西小山本町飲食業組合の新年会の会費 10,000 円。
- (エ) 資料購入費の3の日本教育新聞社の購読料 31,500 円。
- (オ) 事務所費の家賃 600,000 円。
- (カ) 事務費のインターネット接続料 52,576 円。
- (キ) 事務費の24のTVモニターの購入 299,250 円。
- (ク) 人件費のアルバイト・封入等事務の 23,000 円。

オ 橋本欣一議員に係わる支出

- (ア) 調査研究費の22の旅行代金 10,200 円。
- (イ) 広報費の2の領収書のお品代 27,660 円。

- (2) 区議会事務局の政務調査費に関する会計事務処理が適正に行われたか。
- (3) 区長に返還請求を怠る事実があったか。

2 監査対象部局

区議会事務局を監査の対象部局として、平成18年12月19日(火)に説明聴取及び関係書類の調査を行った。

3 関係人

今井れい子議員、高品吉伸議員、二ノ宮啓吉議員、栗山芳士議員、伊藤よしあき議員、橋本欣一議員、株式会社城南展望社及び現代システム研究会を関係人とした。

関係人に対し、自治法第199条第8項の規定に基づき、本件監査請求に対する見解等を文書により調査・照会した。

4 請求人の陳述及び証拠の提出

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成18年12月18日(月)に陳述の機会を設けた。その際、請求人は請求の趣旨の補足説明を行ったが、

事実証明の新たな提出はなかった。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

区議会事務局からの説明聴取及び関係書類の調査により、平成17年度の本件議員に対する政務調査費の交付等について、次の事実を確認した。

(1) 政務調査費の交付手続

政務調査費の交付申請、交付決定、請求、支出、収支報告及び交付額確定は条例及び規程の各規定に基づき、定められた期日までに行われていた。

(2) 政務調査費の支出手続

政務調査費は、条例第6条の規定に基づき、区長から交付額決定の通知を会派の代表者又は議員が受けた後、条例第7条第2項に規定する4月から9月まで又は10月から3月までの期間において交付すべき最初の月に6か月分を区長に請求する。請求後は、目黒区会計事務規則第2条及び第6条の規定に基づき、支出事務が委任されている区議会事務局次長が支出事務を行い、政務調査費が各会派又は議員に交付される。この一連の手続きは、条例及び会計事務規則に則り行われていた。

(3) 政務調査費の交付額

政務調査費の交付額は、条例第3条の規定に基づき、会派に対しては月額17万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とし、議員一人に対する政務調査費は月額17万円とされている。

(4) 政務調査費の収支報告

政務調査費の収支報告書は、条例第11条に基づき、交付を受けた会派又は議員は、翌年度の4月末日までに議長に提出しなければならないとされており、本件議員は、期日までに提出していた。

提出された収支報告書は、規程第7条の規定に基づき、平成18年8月16日に議長から区長にその写しが送付されていた。なお、当該収支報告書には領収書等の添付はなかった。

また、収支報告書は区議会事務局において保管されていた。

2 区議会事務局長の説明（概要）

政務調査費については、自治法に規定する議員の調査・研究に資するための必要な経費の一部ということである。もともとこれらについては議員の活動経費の一部と考えていて、政務調査費がなければ本来、自分の収入、または報酬等で対応すべきものである。ただ、議員活動にはさまざまな経費を要するということが法定化されているので、それらの活動の一部に政務調査費をあてていると考えている。政務調査費の交付額は、月額17万円で年額204万円を交付している。

また、条例、規程では、収支報告書の提出と同時に領収書の写し等の添付をするということで、経理上も領収書等の写しからの転記ということで、各議員が収支報告書を作成している。現在の条例では、その年度において支出した総額と、区が支出交付した総額との残余がある場合には返還を命ずることができるという規定がある。実際に返還を命ずるということについては、それほど例がないが、自主的に返還するのが例である。これは自主的な返還、残余がある場合には議員からの申し出の上返還ということで対応している。

このように、政務調査費については、法律上ではその議員の活動の妥当な範囲についての具体的、客観的な基準は示されていないが、条例、規程の用途基準、また、目黒区議会においては申し合わせ事項で、それぞれ議員が自分の活動にあてていると考えている。

用途については、調査研究、政務調査費という意味を、事務局としては議員の活動の経費の一部と、それに資するというで考えているので、広範な分野での用途がある。物品の購入、または交通費等に使う、または防犯の分野に使う方もいれば、一部の経費にあてるということも、その議員各自の活動によるものである。どの分野が、どこが重点的になるかというのは、各議員の活動の実態を反映していると考えられる。

政務調査費については、申請に当たり、事業の目的、内容、または執行計画等を事前に明らかにして請求するものではないので、活動に伴う支出を実費弁償としてあてる性格のものとする。報告書の提出については、活動内容、どういう事業または活動を行ったかというところまで報告を求める規定はないので、事務局としては、規程に基づく計数または誤記等の点検、それから、用途基準等の項目別の分類、必要な書類の添付について確認している。

本請求については、記載された支出内容が政務調査との関連が明らかでないという文言が随所に見られるが、内容の報告については、現在のところ、規程上、義務がない。議員の活動の、ある意味では良識に任されている。そういう観点に照らして、支出が政務調査との関係が明らかでないという主張については、または違法・不当であるという指摘については、それぞれ法の考え方、条例の考え方に照らして誤認であると考えている。

3 関係人の見解（概要）

本件監査の関係人である今井れい子議員、高品吉伸議員、二ノ宮啓吉議員、栗山芳士議員、伊藤よしあき議員、橋本欣一議員及び株式会社城南展望社、現代システム研究会に対し、本件職員措置請求及び監査対象事項について説明を求めたところ、以下のとおり回答（上記第1の6の要件審査で却下した事項に関する見解等は省略）があった。

（1）今井れい子議員

・平成18年12月19日付け「地方自治法第242条に基づく住民監査請求に係る関

係人調査について（回答）」の概要

本請求については、条例第10条に基づく使途基準、議会運営委員会で取り決めた申し合わせ事項にしたがって適切に支出している。請求人の主張は個人的見解であり、違法・不当な支出であるとの主張は当たらない。

・平成18年12月27日付けで文書照会した「タクシー代」及び「人件費」については、平成19年1月9日に文書回答があった。

<回答は省略>

(2) 高品吉伸議員

・平成18年12月19日付け「地方自治法第242条に基づく住民監査請求に係る関係人調査について（回答）」

上記第3の3の(1)の今井れい子議員の平成18年12月19日付け回答の概要と同じである。

・平成18年12月27日付けで文書照会した「調査研究費」、「研修費」及び「人件費」については、平成19年1月9日に文書回答があった。

<回答は省略>

(3) ニノ宮啓吉議員

・平成18年12月19日付け「地方自治法第242条に基づく住民監査請求に係る関係人調査について（回答）」

上記第3の3の(1)の今井れい子議員の平成18年12月19日付け回答の概要と同じである。

なお、同議員から平成18年12月20日付けで参考説明資料が提出された。

その概要

ア NTT東日本のADSL料金について

インターネット接続料であり、ホームページに区政日記を掲載し、区政情報を発信したり、メールで区民の意見を聞いたり、政務調査に活用している。

イ 崇文区訪中団経費 (省略)

ウ 研修費の各種団体の会費の支出

使途基準の範囲であり、全区的組織の団体への支出である。

エ 資料作成費

オートボックスの支出は電話・住所による検索ソフトであり政務調査の資料作成に欠かすことのできないものである。

オ 人件費 (省略)

カ 資料購入費

目黒郷土研究会の資料は同じ本を購入したものではない。

・平成18年12月27日付けで文書照会した「資料作成費」については、平成19年1月10日に文書回答があった。

< 回答は省略 >

(4) 栗山芳士議員

・平成 18 年 1 2 月 1 9 日付け「地方自治法第 2 4 2 条に基づく住民監査請求に係る関係人調査について（回答）」

上記第 3 の 3 の (1) の今井れい子議員の平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日付け回答の概要と同じである。

平成 1 8 年 1 2 月 2 7 日付けで文書照会した「人件費」については、平成 1 9 年 1 月 9 日に文書回答があった。

< 回答は省略 >

(5) 伊藤よしあき議員

・平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日付け「地方自治法第 2 4 2 条に基づく住民監査請求に係る関係人調査について（回答）」

上記第 3 の 3 の (1) の今井れい子議員の平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日付け回答の概要と同じである。

・平成 1 8 年 1 2 月 2 7 日付けで文書照会した「調査研究費」「研修費」「事務所費」「事務費」については、平成 1 9 年 1 月 9 日に文書回答があった。

< 回答は省略 >

・平成 1 9 年 1 月 9 日付けで文書照会した「調査研究費」「人件費」については、平成 1 9 年 1 月 1 2 日付け文書回答があった。

< 回答は省略 >

(6) 橋本欣一議員

・平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日付け「地方自治法第 2 4 2 条に基づく住民監査請求に係る関係人調査について（回答）」

上記第 3 の 3 の (1) の今井れい子議員の平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日付け回答の概要と同じである。

(7) 現代システム研究会

平成 1 9 年 1 月 1 7 日付け文書回答の概要

現代システム研究会は小杉隆代議士の政治的社会的活動を後援し、政治経済等を研究するとともに、わが国の発展に寄与することを目的に設立した団体で、小杉隆代議士の資金管理団体でもある。

平成 1 7 年 5 月 1 1 日の会合は、小杉隆代議士の国政報告等が行われ、また懇親会も併せて行われた。会費は 1 万円で、政治資金規正法第 8 条第 2 項として開催された。

平成 1 7 年 1 2 月 5 日の会合は、自由民主党第 5 選挙区支部総会と文化庁長官の講演会を開催した。会費は 1 万円で、政治資金規正法第 8 条第 2 項として開催された。

(8) 株式会社城南展望社

平成18年12月27日付け住民監査請求に係る関係人調査について、平成19年1月9日付けで文書回答があった。

平成17年度に区議会議員に発行した城南展望購読料の領収書に記載されている「等」についての内容は次のとおりである。

- ・議員の議会活動記録写真撮影費

撮影には、本会議、予算要望、予算特別委員会、決算特別委員会、区政報告会、区施設オープン式典、委員会、防災訓練など議員の広報活動に使用するため依頼があったものの撮影及び必要に応じた議員の活動記録写真撮影を含む。

- ・議員の議会活動の資料を作成するための区内情報の提供。

4 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象部局の説明聴取、関係書類等の調査、文書による関係人調査等に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

なお、政務調査費の用途に関する基本的法令は、自治法、条例、規程及び用途基準までであり、決定事項及び申し合わせ事項は、議会が自主的に遵守すべき事項を定めた、いわば紳士協定というべきものであって法令ではない。したがって本件監査の判断として、政務調査費の用途の内容が決定事項等の要件を欠くものであっても当該支出が自治法、条例、規程の用途基準の範囲と推認できるものであれば、明白に目的外の支出であるとまではいえないものとし、一方、用途基準内であっても、金額、頻度、量等によっては限度を超えた不当な支出とした。

(1) 当該議員の次の支出が政務調査費の用途として目的外の支出であるか否かについて

ア 今井れい子議員に係わる支出

(ア) 研修費の2の現代システム研究会の会費 20,000 円。

平成17年5月11日に開催された現代システム研究会の会合は、当研究会の説明によると、政治資金セミナー（パーティー）である。

政治資金パーティーとは政党などの政治団体が政治活動資金を調達することを主たる目的として開催されるパーティーである。通常1~2万円のパーティー券が発行され、当該政治団体の関係者の参加を募り、政治活動の報告をしたり、懇親を深めたりするのが常態である。そのパーティー券の売り上げから当該パーティー開催経費を差し引いた金額が当該政治団体の収入として政治活動に使用される。

ところで用途基準によれば、研修費において他団体が開催する研修会、講演会への参加に要する経費として会費を用途として認めているが、政治資金パーティーに関しては決定事項、申し合わせ事項にも特段の規定はない。議会事務局の説明によれば、政治資金パーティーの参加経費については講演等の内容が議員の調査研究に資するものと推認されれば、その支出は用途基準に基づくものであるとしている。

しかし、政治資金パーティーはその開催目的が当該団体の政治活動資金の調達であ

ることは明白であり、政治資金規正法第22条の8の2には、政治資金パーティーの開催者は、参加者に対しあらかじめ政治資金パーティーであることを書面で知らせなければならないとされ、参加者は、会費の一部が政治活動資金となることを承知して参加するものである。政治資金パーティーの講演等の内容が議員の調査研究に資するものであるとしても、政治資金規正法に基づく政治資金パーティーは国民の浄財を基本にしているものであり、申し合わせ事項において政務調査費の用途基準に該当しない経費として、政党本来の活動に属する経費として党費、党大会賛助費、党大会参加費等、及び選挙活動に伴う経費を挙げ政治・政党活動への支出を自主的に規制しているが、その趣旨とも考えあわせると、当該会費の支出は、公費としての政務調査費の用途として適正さを欠く不当な支出といわざるをえない。

(イ) 資料購入費の6、16の城南展望の購読料等 20,000 円。

城南展望の年間購読料は 12,600 円である。したがって購読料等の「等」にあたる支出は 7,400 円であると認められる。城南展望社の説明によれば領収書の但し書の「等」とは年間を通じて取材により撮影した写真などを適時提供しているので資料提供料であるとしている。

同社の発行する城南展望紙を通観すると、同紙は目黒区を主として東京都区内のいわゆる城南地区の行政事情等を報道しているので、同社の説明を一概に否定することはできない。一方、当該議員は、20,000 円は購読料としての支出であると説明しているが、年間購読料が 20,000 円であると認識しているのであれば、城南展望紙の題字下欄に年間購読料が 12,600 円であることが明示されていることから、20,000 円の支出は不注意による支出であるとの謗りを免れえない。しかしながら不注意であっても当該議員には購読料として支出したとの認識であり、また情報提供料であるとの城南展望社の説明にも一理があることを勘案すると、当該 7,400 円が同社への寄付であるとまではいえない。

イ 高品吉伸議員に係わる支出

(ア) 研修費の2、14の現代システム研究会の会費 20,000 円。

平成17年5月11日及び同年12月5日に開催された現代システム研究会の会合は当研究会の説明によれば政治資金パーティーである。したがって判断は上記第3の4の(1)ア今井れい子議員の(ア)と同じである。

(イ) 研修費の13の地球環境・エネルギー総合研究所の会費 10,000 円。

平成17年11月29日に開催された地球環境・エネルギー総合研究所の会合は、当研究所が発行した領収書の記載によれば「参議院議員加納時男さんを励ます会」の名称で開催された政治資金パーティーと認められる。

政務調査費の政治資金パーティーの会費についての判断は上記第3の4の(1)ア

今井れい子議員の（ア）の現代システム研究会の会費と同じである。

（ウ）資料購入費の15、33の城南展望の購読料等20,000円。

上記第3の4の（1）ア今井れい子議員の（イ）と同じである。

（エ）人件費のアルバイト代337,000円。

人件費は使途基準において認められている。アルバイト賃金の多寡は、仕事の内容等により差があり一概に比較できないが、当該領収書によれば一人あたり20,000円から28,000円であり、当該議員の見解によれば、これらの金額は1日分の賃金ではなく、日当にすると4,000円から6,000円であると説明している。この日当は現在の一般的なアルバイト賃金と比較して高額であるとはいえない。

ウ ニノ宮啓吉議員に係わる支出

（ア）調査研究費のNTT東日本ADSLプロバイダー基本契約料金60,632円。

インターネットの利用に伴うプロバイダー基本契約等の利用料金については使途基準、決定事項等に特段の規定がない。区議会事務局の説明によれば、「インターネット使用については議員活動に必要な時代であり、インターネット使用料と電話・携帯電話使用料とは、使途基準、申し合わせ事項に照らし別の支出である」としている。

現代のIT化の進展は目覚ましいものがあり、情報化社会においてインターネットは必須アイテムとなっている。インターネットは現在、電話回線、光通信等様々な通信手段により提供されており、一般にはその通信手段に応じた利用料金が必要となる。インターネットの利用に伴うプロバイダー基本契約料等については使途基準、決定事項等に特段の規定がないが、現在では、議員の調査研究活動において、情報収集のみならず情報発信としてもインターネットは必要不可欠なツールであることに鑑みると、電話、携帯電話の通話料金とは別途の使途として認めることは政務調査費の目的に照らし、違法・不当な支出であるとはいえない

（イ）調査研究費の5の自衛隊協力会の会費2,000円。

調査研究費の中には、各種団体の会合に参加した場合の会費の取り扱いに関する定めはないが、研修費の中では認められており、当該会費が調査研究費の経理区分としている問題はあるとしても、当該団体の会費の支出が使途基準に反して違法・不当な支出であるとはいえない。また各種団体の発行する領収書について区議会事務局の説明によれば、「商行為をしていない公共的団体等では、団体名だけの領収書を発行することが多く」、決定事項の要件が備わっていても領収書として扱っているとしている。このことから判断すると、決定事項で定めた領収書の要件には欠けるものの、当該会費が支払われているものと認められるので、当該領収書が決定事項の要件が欠けていることをもって違法・不当な支出であるとはいえない。

（ウ）調査研究費の7の目黒川を豊かな生活環境にする会の会費2,000円。

調査研究費の中には、各種団体の会合に参加した場合の会費の取り扱いに関する定

めはないが、研修費の中では認められており、当該会費が調査研究費として経理区分としている問題はあるとしても、当該団体の会費の支出が使途基準に反して違法・不当な支出であるとはいえない。

(エ) 資料作成費の2の検索システム(住所、電話)の購入138,000円、8のメモリーカードリーダーの購入4,540円。

当該議員の説明によれば、当該検索システムは、電話、住所による地図検索ソフトであるとしていることから、いわゆる「ナビゲーションシステム」機器の類と推認されるものである。備品の購入は使途基準では、調査研究に係る事務の遂行に必要な経費の一つとして事務費において認められているものであり、当該検索システム購入経費を資料作成費に区分することに疑義がないわけではないが、当該議員の説明によれば、当該検索システムは政務調査において目的場所の検索などに活用しており、政務調査に関係がない備品類であるとまではいえない。

またメモリーカードリーダー購入費の内訳は当該議員の説明によれば、デジタルカメラのフラッシュメモリーと携帯電話のメモリーである。これらはそれぞれ使途基準において認められる備品の付属品であり政務調査と関係がないものとはいえない。

(オ) 資料購入費の目黒郷土研究会の雑誌2冊分の購入2,000円。

当該議員の説明によれば同じ雑誌を購入したものではなく、年次別のものを購入したとしている。この説明からすると同じ雑誌を購入したものではないことから2冊分が政務調査費の対象外であるとはいえない。

エ 伊藤よしあき議員に係わる支出

(ア) 調査研究費の21のタクシー代2,180円。

タクシーの利用は決定事項において、議員の良識に任せるとされている。この趣旨は、無限定にタクシーの利用を認めたものではなく、政務調査においてどの交通機関を利用するかは、その政務調査の目的、内容等の諸条件を勘案して、各議員がその都度、合理的に判断することであると解される。本件タクシーの利用は、当該議員の裁量の範囲内であり、合理性を欠いた不当な利用であるとまではいえない。

(イ) 研修費の11の現代システム研究会の会費10,000円。

平成17年12月5日に開催された現代システム研究会の会合は当研究会の説明によれば政治資金パーティーである。したがって判断は上記第3の4の(1)ア今井れい子議員の(ア)と同じである。

(ウ) 研修費の西小山本町飲食業組合の新年会の会費10,000円。

決定事項において懇親会、新年会の会費は、招待を受け、実際に出席し挨拶等をしさらに目黒区全体に関わるものに限るとしている。区議会事務局の説明によると、西小山本町飲食業組合の新年会は目黒区全体に係わるものではないが、目黒料理飲食業組合に次ぐ区全体に関わる組合の新年会であるとの判断を示している。しかし西小山

本町飲食業組合は地域的な同業組合であり、当該組合新年会の会費を政務調査費から支出することは、新年会の会費は、目黒区全体に係わるものに限るとした決定事項に反する用途であるといえる。ところで新年会、懇親会の会費が研修費として認められる所以は、各議員が新年会、懇親会に出席することにより各団体との懇談を通して、直接意見を聞いたり、区政の説明をしたりすることにより、相互に区政の理解を深める機会となっていることにあると解される。この趣旨からすると当該新年会の会費の支出は、目黒区全体に関わるものに限るとした決定事項には反するものの、明白に政務調査に関係のない支出であるとまではいえない。

(エ) 資料購入費の3の日本教育新聞社の購読料 31,500 円。

申し合わせ事項は、一般紙の購読を制限しているもので、専門紙まで制限しているものではない。

(オ) 事務所費の家賃 600,000 円。

事務所の賃借料は用途基準で認められており、申し合わせ事項において月額 5 万円を上限と定めている。

当該事務所家賃に関わる貸室賃貸借契約書等によれば、当該議員を賃借人とし、法人である太洋エンジニアリング株式会社を賃貸人として、目黒区碑文谷 1 丁目 2 4 番 5 号に位置するビルの 3 階 3 0 2 号室の 2 5 m²を賃料月額 50,000 円で賃貸借契約を締結していることが確認できる。本件契約書等の内容からは、用途基準、申し合わせ事項に反すると判断できる事項はなく、したがって当該事務所費は政務調査費の用途に反するとはいえない。

(カ) 事務費のインターネット接続料 52,576 円。

上記第 3 の 4 の (1) ウニノ宮啓吉議員の (ア) と同じである。

(キ) 事務費の 2 4 の TV モニター 299,250 円。

当該議員は、TV モニター一式は、議員活動の記録・編集や広報活動に使用していると説明している。また TV モニター一式は 20 万円を超えているので、事前に議長には口頭で報告し了承を得たとしている。備品類の購入は用途基準の事務費のなかで認められている。ただし、高額な備品に関しては決定事項において原則一品あたり 20 万円を上限とし、20 万円を超える場合には事前に議長に報告し了承を得るものとしている。当該備品は、政務調査に活用されないものであるとまではいえず、また定められた購入の手続きを経ており用途基準等に反するとまではいえない。

(ク) 人件費のアルバイト・封入等事務の 23,000 円。

人件費は用途基準において認められている。アルバイト賃金の多寡は、仕事の内容等により差があり一概に比較はできないが、当該領収書によれば一人当たり 10,000 円又は 13,000 円の支出である。当該議員の説明によれば、仕事の内容は封筒の宛名書き、封入、配布で、一連の作業賃の単価は 1 0 円である。この作業賃は現在の一般的なアルバイト賃金と比較して高額であるとはいえない。

オ 橋本欣一議員に係わる支出

(ア) 調査研究費の 22 の旅行代 10,200 円。

当該議員によると、視察に係る交通費の一部として支出したと説明している。交通費は使途基準の調査研究費において認められている。

(イ) 広報費の 2 の領収書のお品代 27,660 円。

決定事項において領収書の要件が定められているが、運用として、支出金額が少額でありかつ店名などから購入品が推察できる場合は領収書として認めている。本件の場合は、当該領収書にはお品代と記載されてはいるが、当該議員の収支報告書支出内訳の「支出の内容」に「プレゼンスクリーン代」と記載されており、また店名からも明白な矛盾が認められないことから当該領収書のお品代の記載をもって違法・不当な支出であるとまではいえない。

(2) 区議会事務局の政務調査費に関する会計事務処理が適正に行われたかについて

ア 政務調査費の交付手続きについて

政務調査費については、自治法の改正により平成 13 年度から各普通地方公共団体が条例を定め、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として会派又は議員に対して交付されることになった。

本区においても、条例及び規程を制定し、それらの規定に基づき交付されており、手続き上、違法・不当な点は認められない。

イ 区議会事務局の事務処理について

監査対象部局の区議会事務局は、使途基準、決定事項及び申し合わせ事項に基づき、本件議員及び会派の収支報告書、領収書の写し及び支払証明書について、職員が点検し受理しているが、目的外の支出の受理、必要事項の記載のない領収書の受理など、一部に不適切な事務処理が見受けられた。

(3) 区長に返還請求を怠る事実があったかについて

政務調査費の使途に関して、条例上、会派又は議員が調査研究以外の経費に支出した場合について、明確な返還義務の規定はないが、政務調査費が本来の目的外に支出された場合、その支出は法令に根拠のない支出となり、これを支出した会派又は議員は不当に利得を得たことになる。本件請求人が違法・不当と主張する政務調査費の使途の一部に監査の結果、政務調査費の使途として目的外の支出が認められた。したがってその目的外支出に相当する金額の損害が区に生じていることになるので、既に平成 17 年度政務調査費の収支報告を受けている区長は、結果的に当該目的外支出すなわち不当利得の返還請求を怠っていることになる。

5 結論

以上のことから、本請求において監査対象事項とした、今井れい子議員の(ア)研修

費の2の現代システム研究会の会費 20,000 円、高品吉伸議員の(ア)研修費の2、14の現代システム研究会の会費 20,000 円、(イ)研修費の13の地球環境・エネルギー総合研究所の会費 10,000 円、伊藤よしあき議員の(イ)研修費の11の現代システム研究会の会費 10,000 円は政務調査費の用途として目的外の違法・不当な支出であるとする請求人の主張を認め、区長は当該目的外の支出に相当する金員を不当利得として、今井れい子議員に対し 20,000 円、高品吉伸議員に対し 30,000 円、伊藤よしあき議員に対し 10,000 円の返還を30日以内に請求することを勧告する。

なお、今井れい子議員の(イ)資料購入費の6、16の城南展望の購読料等 20,000 円、高品吉伸議員の(ウ)資料購入費の15、33の城南展望の購読料等 20,000 円、(エ)人件費のアルバイト代 337,000 円、二ノ宮啓吉議員の(ア)調査研究費のNTT東日本ADSLプロバイダー基本契約料金 60,632 円、(イ)調査研究費の5の自衛隊協力会の会費 2,000 円、(ウ)調査研究費の7の目黒川を豊かな生活環境にする会の会費 2,000 円、(エ)資料作成費の2の検索システム(住所、電話)の購入 138,000 円、8のメモリーカードリーダーの購入 4,540 円、(オ)資料購入費の目黒郷土研究会の雑誌2冊分の購入 2,000 円、伊藤よしあき議員の(ア)調査研究費の21のタクシー代 2,180 円、(ウ)研修費の西小山本町飲食業組合の新年会の会費 10,000 円、(エ)資料購入費の3の日本教育新聞社の購読料 31,500 円、(オ)事務所費の家賃 600,000 円、(カ)事務費のインターネット接続料 52,576 円、(キ)事務費の24のTVモニター299,250 円、(ク)人件費のアルバイト・封入等事務の 23,000 円、橋本欣一議員の(ア)調査研究費の22の旅行代 10,200 円、(イ)広報費の2の領収書のお品代 27,660 円はいずれも政務調査費の用途として目的外の支出であるとはいえず、当該事項に関し、区長に対して返還請求権の行使を求める請求人の主張には理由がないものと認め、本件職員措置請求は棄却する。

6 意見要望

議会において、昨年12月に臨時議会を開催し、政務調査費の用途に関して所要の条例改正を行うとともに第三者による調査委員会を設置したことは、その適正化への第一歩として評価する。

しかしながら今回の監査においても政務調査費の用途に関する検討課題として以下の事項が摘出されたので検討方要望する。

(1) 事務費の備品について

備品の購入は用途基準の事務費として認められている。用途基準の事務費の説明には「調査研究に係る事務遂行に必要な経費」とあるものの、議員間では必ずしも統一した解釈となっていない。政務調査費の用途として認められる備品は、区民の理解、納得が得られるよう事務費として標準的なものに限定するなどの一定のルール化が必要である。

また20万円以上の高額な備品の購入は、決定事項により事前に議長に報告し了承

を得ることになっているが、了承の基準がなく、口頭での報告、了承となっている。事前承認の意義を踏まえて、基準を設定するとともに、報告、了承は文書によるものとし透明性の確保を図られたい。

(2) 研修費の会費について

新年会、懇親会の会費は、決定事項において全区的な団体に限って認めているが、議員間では必ずしも統一した解釈となっていない事例が見られた。議会が自ら決定したことは議員各自が自律的に守ることが信義であるので決定事項の厳格な適用を要望する。

(3) インターネット関連経費について

インターネットは議員の調査研究に必要不可欠なツールになっている。その利用のためのPC機器、プロバイダー契約料、ホームページ管理料等様々な費用が発生しており、それらの経費は各議員の判断で経理区分されているが、従前の用途基準や決定事項の範疇では捉え難くなってきており、また公私の区別が難しい費用もあるのでインターネット関連経費については一定のルール化が必要である。

以 上